(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十二日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下

（インド側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十二日にニューデリーで

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百三十億円（一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タミル・ナド州投資促進プログラム（以下「プログラム」という。）を支援するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、プログラムの実施を支援するためにインドの権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。

4　(1)　インド政府は、タミル・ナド州政府が、タミル・ナド州政府の名義で開設される関連する州政府の勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドの通貨で振り替えるようにすることを確保するための措置をとる。この ようにして振り替えられた額は、タミル・ナド州政府の予算に編入され、タミル・ナド州の経済安定及び開発努力を促進するために既に行ったか又は将来行う支払いで、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために行われるものを対象として使用される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

5　インド政府は、4(1)に規定する生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　インド政府は、借款が適正にかつ専ら3に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びプログラムに関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十二日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下

（インド側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十二日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省

経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下

（インド側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

○文部科学省告示第百五十七号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二十三条第四項の規定に基づくスポーツ振興投票対象試合開催機構の名称の変更の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

一　スポーツ振興投票対象試合開催機構の名称

変更前　社団法人日本プロサッカーリーグ

変更後　公益社団法人日本プロサッカーリーグ

二　変更年月日　平成二十四年四月一日

三　事務所の所在地　東京都文京区本郷三丁目十番十五号

事務所の所在地　東京都文京区本郷三丁目十番十五号